

三朝町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

三朝町長

三朝町条例第5号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1） 公簿、図書の閲覧 <u>（個別に手数料の定めがあるものを除く。）</u> 1回1件につき300円</p> <p>（2） 土地台帳の閲覧 1回につき300円</p> <p>（3） 地図、建物所在図又は地図に準ずる図面（公図）の写しの交付 1枚につき450円</p> <p>（4） 諸税に関する証明 1通につき300円</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1） 公簿、図書の閲覧 1回1件につき300円</p> <p>（2） 諸税に関する証明 1枚につき300円</p>

(5) 略
(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略
(12) 略
(13) 略
(14) 略
(15) 略
(16) 略
(17) 略
(18) 略
(19) 略
(20) 略
(21) 略
(22) 略
(23) 略
(24) 略
(25) 略
(26) 略
(27) 略
(28) 略
(29) 略
(30) 略
(31) 略
(32) 略
(33) 略
(34) 略
(35) 略
(36) 略
(37) 略
(38) 略
(39) 略
(40) 略
(41) 略
(42) 略
(43) 略

(3) 略
(4) 略
(5) 略
(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略
(12) 略
(13) 略
(14) 略
(15) 略
(16) 略
(17) 略
(18) 略
(19) 略
(20) 略
(21) 略
(22) 略
(23) 略
(24) 略
(25) 略
(26) 略
(27) 略
(28) 略
(29) 略
(30) 略
(31) 略
(32) 略
(33) 略
(34) 略
(35) 略
(36) 略
(37) 略
(38) 略
(39) 略
(40) 略
(41) 略

(44) 略
2 略

(42) 略
2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に申請、依頼等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。